

奈良県告示第六号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	申出撤回日
奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目三〇番一号	平成二十六年三月三十一日
奈良県立三室病院	生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号	平成二十六年三月三十一日
奈良社会保険病院	大和郡山市朝日町一番六二号	平成二十六年三月三十一日